警察におけるカウンセリング等費用の負担軽減

犯罪被害者等に対するカウンセリング充実の必要性

「第3次犯罪被害者等基本計画」(平成28年4月1日閣議決定)において、

- カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減
- 警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実 が掲げられた。



警察部内カウンセラーの確実な配置

警察庁では、都道府県警察に対し、犯罪被害直後の急性期において、犯罪被害者等に寄り添い、専門的な見地から精神的な支援を行えるよう、警察部内カウンセラーの確実な配置について指導。

警察部内カウンセラーの配置状況(平成31年4月1日現在) 44都道府県(前年度比+4県) 166名(前年度比+31名)



カウンセリング費用の公費負担制度の全国展開

警察庁では、平成28年度から新規に予算措置(都道府県警察費補助金)した上、都道府県警察に対し、犯罪被害者が自ら選んだ精神科医、臨床心理士等からカウンセリングを受けた場合に公費負担ができるよう指導。

カウンセリング費用の公費負担制度の運用状況(平成31年4月1日現在) 平成30年7月までに47都道府県において、制度整備が完了